

[翻訳]

イングランドにおける受胎調節運動

柳 田 芳 伸

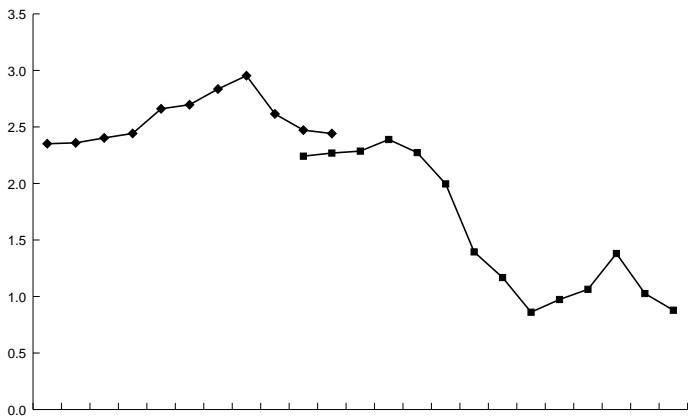
訳者緒言

ここに訳載しようとするのは、定価 6 ペンスの How-Martin, Edith ed., *The Birth Control Movement* (London: John Bale, Sons & Danielsson, Ltd., 1930), 31pp の全訳である¹。この冊子を一言に約するなら、簡潔にして要を得た近代イングランドの受胎調節史と言える。しかも本冊子の記述の幾つかは現在の研究書の中でも引用され、貴重な情報源の 1 つになっている²。

とはいえイングランドの受胎調節の歴史を詳細にかつ克明に辿りたいと考えている人にとっては、本冊子はもはや不十分で、物足りないと感じられるものかもしれない。そこで、訳出するにさいしては、訳者の管見の及ぶ限りで、その都度訳注を施し、その不備を多少なりとも補正しようと努めた。これによって、読者の方々が近年のぼう大で、重厚な諸成果³に立ち向っていかれるさいに、この拙訳が 1 つの標柱になればと思う。

さて、図 1 からわかるように、イングランドの出生率は、大要、1810年代の中頃よりゆるやかに下落し始め、わけても19世紀末から1930年にかけて急速に減少したと概括できる。これは近代化によって1880年頃から始まった乳幼児死亡率の低下に伴い、受胎調節が下層階級の生活の中に次第に普及し始めたことを主因としているように推測される⁴。つまり、「家族制限の運動は、実際にはやっと1870年代に始まり、しかも当初は主として社会の比較的裕福な部分において行なわれた... ずっと時代が下って非特権

図1 イングランドの総再生産率(1女性が生涯に産む女兒数)の推移(1751-1976年)



(出典) Cook, Hera, *The Long Sexual Revolution* (Oxford: Oxford Univ. Press, 2004), p.12より。

的社会集団にまで広がった」⁵と考えられる。

またこの普及過程において、禁欲や部分的禁欲(非科学的な安全日の利用)を別にすれば、受胎調節の手段が夫(男性)による晩婚、性交中断、コンドームの装着から、妻(女性)による洗浄法やスポンジの利用、ペッサリーの装着へと推移していった⁶。このことは、19世紀末から20世紀初頭にかけての専業主婦の広範な出現を背景⁷にして、女性たちが「精神的で知的な愛」に基づく「相互に愛し合い、尊敬し合う」結婚生活を強く求め、自分や家族のために進んで出産を調節しようとしていた⁸ことの1証左となる。本冊子は何よりもまずこうした当時の潮流を色濃く反映していると考えられる。

また本誌では、birth controlを定訳である「産児調節」ではなく、あえて「受胎調節」と訳した。それは、ハウ・マーティンがM.サンガーを敬服していたことと関連する。すなわち、サンガーがそもそも birth control という用語を創案し、それを中絶(墮胎)を不要とするための避妊という

図2 ハウ・マーティン



(出典) website (<http://www.spartacus.schoolnet.co.uk/Wmartyn.htm>) より。

語義で使用した⁹。この点、ハウ・マーティンはサンガーの用法にならっている。訳者はこう理解して、一貫して「受胎調節」と翻訳している。

序言の最後として、編者のハウ・マーティン (How-Martyn, Edith, 1875-1954) の生涯 (図2を参照) にも言及しておきたい。ハウ・マーティンは1875年の6月17日にKent州のErithで生れた。父親は食品店を営んでいた。ハウ・マーティンは女性参政権運動を支持していたバス (Bus, Frances, Mary, 1827-94) が1850年に設立したハイスクールのノース・ロンドン・コリージェイト・スクールで教育を受けた後、アペリストウィスのユニヴァーシティ・カレッジで学び、そして1903年にロンドン大学から学外学士 (理学士) を授与され、ついで1922年には経済学の分野で理学修士をも取得した。

その一方で、ハウ・マーティンは女性で初めて王立科学 (数学、物理学) 学校の準会員となり、しばらくウェストフィールド・カレッジで数学の講義をしたりもした。また1899年8月4日には、科学の教師であったマーティン (Martyn, George Herbert) と結婚し、子供にこそ恵まれなかったが、その後生涯を共にした。

烈女であったハウ・マーティンは女性社会政治連合の女性参政権運動に加わり、1906年6月21日に国会のロビーで¹⁰演説をしようとして逮捕され、拘留された。翌年、彼女は女性社会政治連合の強硬路線に幻滅し、今度は

デスパート夫人(Despard, Charlotte, 1844-1939)らが結成した労働党との連携の維持を図る女性自由連合へ参加し、それから1912年4月までその指導者の1人として活躍した。その他、1918年に女性初の国会議員候補者として、ミドルセックスのヘンドンから立ったり、1919年から3年間ミドルセックス州議会の議員を女性として初めて務めたりもした。

話を本冊子との関連に転じると、まず女性運動家であったハウ・マーティンが1910年にマルサス主義連盟に加入していることが注目される。というのも1890年以降、フェミニストで受胎調節を支持する女性は増加しつつはあった¹¹とはいえ、フェミニストたちは概して新マルサス主義運動には冷淡で、なかには敵意を抱いている人さえいた¹²からである。すなわち、ハウ・マーティンは女性を男性に従属した性生活から解放するという立場から、マルサス主義運動を支持し、マルサス主義連盟が1921年に受胎調節相談所を開設するさいにも支援をおしななかったのである。さらには自らも受胎調節の知識の国際普及のために、まず1927年にジュネーブに小さな準備室を設け、ついで1929年にはロンドンのウェストミンスターに受胎調節運動情報センターを開設した¹³のである。

こうした過程で、ハウ・マーティンは1915年に、サンガーの「支援活動の目的でウッドロー・ウィルソン〔Wilson, Thomas Woodrow, 1856-1924、アメリカ第28代大統領〕宛てにイギリスの著名人が署名した書簡を送る手配をした」¹⁴りもした。その後も、ハウ・マーティンはサンガーが1927年の世界人口会議を主催したり、あるいは1930年代中頃に受胎調節をインドに広めたりしようとするさいの右腕として辣腕を振った¹⁵。

このように受胎調節運動に尽力したハウ・マーティンは1939年になると隠棲を願って夫と共にイギリスの地を離れ、ニュージーランドでの1年の滞在を経て、オーストラリアのシドニーに移住し、1954年2月2日に脳卒中で不帰の客となった¹⁶。

注

- 1 厳密に言えば、本著作はハウ・マーティンとハバック (Hubback, Eva, 1886-1949) との共著であるけれども、ここではハウ・マーティンの編著と表記した。
- 2 例えば、Fryer, Peter, *The Birth Controllers* (London: Secker & Warburg, 1965), p. 399, McLaren, Angus, *Birth Control in Nineteenth England* (New York: Holmes & Meier Publishers Inc., 1978), p. 211n. 38, Leathard, Audrey, *The Fight for Family Planning* (New York: Holmes & Meier Publishers Inc., 1980), p. 240n. 4 & n. 8, Soloway, Richard Allen, *Birth Control and the Population Question in England, 1877-1930* (Chapel Hill: Univ. of North Carolina Press, 1983), pp. 308, 346n. 98, 361n. 17等を参照。
- 3 まず手がかりになるのが、荻野美穂著『生殖の政治学』(山川出版社、1994年)の巻末に付されている「文献案内」の諸文献である。これ以降の刊行のものの中では、Hall, Lesley A., “Malthusian Mutations”, in Dolan, Brian ed., *Malthus Medicine & Morality* (Amsterdam: Clia Medica, 2000), pp. 141-63, Cook, Hera, *The Long Sexual Revolution* (Oxford: Oxford Univ. Press, 2004), Fissel, Mary, E., *Vernacular Bodies* (Oxford: Oxford Univ. Press, 2004) 等が目を引く。
- 4 シュライオック (Shryock, Richard Harrison) 著大城功訳『近代医学の発達』(平凡社、1974年) 279頁、ならびにフランシース・ヴァン・デ・クラ (Francine van de Walle) 稿黒須里美訳「人口転換と乳児死亡率」速水融編『歴史人口学と家族史』(藤原書店、2003年) 所収、149、158、171、173頁を参照。
- 5 バンクス夫妻 (J. A. and Olive Banks) 著河村貞枝訳『ヴィクトリア時代の女性たち』(創文社) 9-10頁。
- 6 バンクス夫妻同上訳書162頁、および日本語序2頁。
- 7 オークレ (Oakley, Ann) 著岡島茅花訳『主婦の誕生』(三省堂、1986年) 64-6頁や、河村貞枝・今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』(青木書店、2006年) 39-42、153-7頁等を参照。
- 8 バンクス夫妻前掲訳書147頁、荻野前掲書32頁、および河村・今井編前掲書303-4頁を参照。
- 9 有賀夏紀著『アメリカ・フェミニズムの社会史』(勁草書房、1988年) 120-1頁を参照。
- 10 この日に、種々な組織からの代表者300人が当時の自由党首相であるキャンベル・バナマン (Campbell-Bannerman, Sir Henry, 1836-1908) と話し合いをもったけれども、物別れにおわり、これを機に女性参政権運動は暴動の時代の局面へと入った〔ストレイチー (Strachey, Ray) 著栗栖美知子・出淵敬子監訳『イギリス女性運動史』(みすず書房、2008年) 248-51頁〕。
- 11 バンクス夫妻前掲訳書131、134頁。
- 12 同上訳書138頁。
- 13 このセンターは1930年にチューリヒで開かれた第7回国際受胎調節会議の後、サンガーが理事長を務める受胎調節国際情報センターへと改組され、さらにまたこのセンターも1938

年にイギリス受胎調節協会に統合された〔チェスラー(Chesler, Ellen)著早川敦子訳『マーガレット・サンガー』(日本評論社、2003年)281、viii頁〕。

- 14 チェスラー同上訳書220頁。
- 15 同上訳書220、264-5、274頁。
- 16 ハウ・マーティンの小伝の記述にあたっては、Banks, Olive ed., *The Biographical Dictionary of British Feminists* (Hertfordshire: Harvester Wheatsheaf, 1990), Vol. 2, pp. 105-6 や、*Dictionary of National Biography* (Oxford: Oxford Univ. Press, 1993), Vol. 37, pp. 32-3 等を参照した。

凡 例

- 1．原文にある dash はその趣意を訳文に反映させることにし、省略した。
- 2．注や〔 〕の中の文言はすべて訳者による付加説明である。
- 3．そう入されている図表はすべて訳者が適所と思われる個所に便宜上そう入したものである。

序言

本小冊子に盛られている情報はメアリ・ブリート (Mary Breed) と編者自身の手によって編集されています。そのさいに目標に掲げたのは、イングランドにおける今日に至るまでの受胎調節運動に関する有益で、正確、かつ軽便な通観を与えることでした。人口問題、なかでも受胎調節の実行によってもたらされる問題に対する公の関心は日ましに高まりつつあります。とりわけこの小冊子は海外の研究者によって至便でありましょう。

とてつもなく壮大な歴史がこのささやかな素描の中で紹介されているにすぎません。けれども読者は現状を作り出してきた主要な出来事を理解されましょう。

受胎調節の真摯な担い手の全員が現在願っている次のような思いは十分に強調されていません。すなわち、保健省¹⁾と公衆衛生の担当部局とは福祉センター²⁾ (welfare centres) において受胎調節の方法について尋ねてくる既婚者たちに対して有益な情報を提供するのが望ましいことを公認すべきであるという願望であります。

小品を仕上げるのに細心の注意を払いましたが、ご高見や過誤のご指摘を賜りたく存じます。どうぞそれらを、1 .S .W .ウエストミンスター、庁舎、受胎調節運動情報センター内の編者にお寄せ下さいませよう。

エディス・ハウ・マーティン

1929年11月。

イングランドにおける受胎調節運動

古今東西を問わず、多くの大胆不敵な思索者たちが人口数や、個々人の資質を人間の管理下に置くという社会状態や計画を空想してきました。改革者や夢想家たちはつねに早世、疾病、飢餓、戦争、および野蛮状態によってその夢を打ち砕かれてきました。プラトン(Plato, 427-347 B.C.)以降の夢想は世界をより幸福で、かつ健康な人種でひたすら充満する³⁾でありました。非常に緩徐ではありますが、経済状況と人間の情欲とは変更されることなくこうした方向へと進んできています。信頼に足る避妊法の発明は新たな希望や試みをもたらしました。革命後のフランスでは、意識的な調節が人口の広範な層で実施された⁴⁾結果、出生率が急速に下落しました。少し後れて、受胎調節はオランダで実行されました⁵⁾。また合衆国でも散発的な試み⁶⁾がなされました。

イギリスの起点

近代的な受胎調節運動は事実上、他のどの国々よりもイングランドにおいて間断なく進展してきましたし、それにより科学的な進歩を遂げてきました。トマス・マルサス牧師⁷⁾(Rev. Thomas Malthus, 1766-1834)が公衆の衆目を引きつける新しい考えを実直に打ち出した人物で、1798年に『人口原理に関する1論』を公刊して、今なお時代遅れでない論争を引き起こしました。彼の意見では、無制限な家族によって次から次へともたらされる不幸の数々に対する救済策として晩婚が推奨されました⁸⁾。急進的改革者のフランシス・プレース(Francis Place, 1771-1854)は苦難にみちた人生を送り、かつ労働者の実情にも通じていた⁹⁾ので、すぐさまマルサスの考えに向き合うことができました。すなわち晩婚が不道德を増大するであろうという理由から晩婚という救済策を拒絶しました。その代りに、勇敢にも「健康を損なわず、しかも女性の繊細さをも破壊しないような妊娠を

免れる予防手段」の採用を提唱しました¹⁰⁾。プレース自身は19歳で結婚し¹¹⁾、そのうちの5児が幼少時に夭逝しましたが、15人の子供をもうけました。彼が最初に受胎調節に関する実用的なビラを発行し¹²⁾、しかもそれらを労働階級の人々の間に頒布した人物の1人であったのはほぼ間違いありません。受胎調節の普及活動が大衆の道徳に害を及ぼそうとするものであるとの訴えが絶えなかったことを考え合わせれば、この初期の普及活動の確たる目的が「若き男女に早婚を可能することで、その純潔を保持すること」であったことを銘記しておかねばなりません。

さほど有名でない開拓者たちがマルサスやプレースの志を継ぎました¹³⁾。しかしブラドロー・ベザント裁判が1877年に突如として再燃させるまで世間の関心は希薄でありました。1877年以降、受胎調節運動は着実に進んできています。

自由な討論を求めての戦い

この裁判までばかりか、その審理中においてさえも、妊娠調節に関する書物や小冊子は自由に流通していました。けれども大衆の手許には届いていませんでした。受胎調節の原理が公衆に受け容れられ始めるのはチャールズ・ブラドロー(Charles Bradlaugh, 1833 91)とアニー・ベザント¹⁴⁾ (Annie Besant, 1847 1933) とが公然とその訴訟に挑んでからのことであります。

受胎調節の知識がこの時まで知られていなかったと考える著述家たちはこの裁判の重要性についてあれこれと評論していますけれども、裁判は受胎調節を著大に促進しました。まさしく1877年という年はわが国と多数の諸外国との両方における出生率の顕著な低落の始期となりました。ノールトン(Knowlton, Charles, 1800 50) の小冊子¹⁵⁾はこの裁判で評判を博しました。このことだけでもこうした史実を物語っていきましょう。

ノールトンの小冊子は家族制限の方法に関する実際的知識を提供しつつ、

約40年間、イングランドに流布してきました¹⁶⁾。その間、この流通はあるブリストルの出版業者¹⁷⁾がわいせつだと訴えられた幾枚かの図版を綴じ込んだ何冊かを販売に出すまでは1度も異議を申し立てられませんでした。まずブリストルの出版人が告訴され、有罪の判決¹⁸⁾をうけました。つぎに、自由思想雑誌である『ナショナル・リフォーマー』の発行者も¹⁹⁾この出版で召喚され、無実を主張しました。このことは、ブリストルの訴訟で知れ渡った図版の卑わいとは別で、書籍そのものの出版の自由に異議を唱えたものでした。チャールズ・ブラドローとアニー・ベザントはこの問題と戦う決意を固めました。こうして2人はその本を印刷し、印刷したことや、ある日時に、ある場所でそれを販売する予定である²⁰⁾ことを警察当局へ届け出ました。2人は出頭を求められました。両人の起訴は明らかに受胎調節の知識を公表する権利を含んでいました。2人は「若者の道徳を害し、墮落させる」企みをなした罪や、人々を「下品で、みだらな、かつ不自然で、不道徳な目的へ」と向かわせた疑いで、さらには人々を「いんびで、放蕩、かつ貧窮究まりない状態に導びいたとかどで告発されました²¹⁾。判事の即決は明らかに好意的なものでありましたが、陪審員は「有罪」を評決しました²²⁾。控訴でその有罪判決は技術的な理由²³⁾によって破棄されました。その本の著作権が無事に公認されると、ほどなくその本は流通から回収されました。それからアニー・ベザントはそれを自著の『人口の法則』(1879年1月)に取り替えました。しかし審理中に、『哲学の果実』は燎原の火のごとく普及し、裁判以後の3年半のうちに、他の版を別にしても、ブラドロー・ベザントの版だけで18万5千部が市販されました²⁴⁾。受胎調節に関する討論の自由に対する権利が確立されたかどうかは別にせよ、この裁判はこの運動への大きな宣伝となりました。

翌年には、ブラドローの友人で同志のエドワード・ツルーラヴ(Edward Truelove, 1809-99)氏が受胎調節を支持したかどで罪に問われ、かつ45年間流通してきた『道徳生理学』を販売したことで起訴されました。彼は有罪を宣告され、4ヶ月の禁固と50ポンドの科料とを言い渡されました²⁵⁾。

ブラドロー・ベザント裁判の直後に起きたこの起訴は公衆のさらなる関心呼び起こしました。その判決には義憤が相次いで噴出しました。その結果、イングランドの至る所で大衆の抗議集会が開かれました。

マルサス主義連盟

裁判がもたらした最大の成果の1つは1877年7月²⁶⁾のマルサス主義連盟の結成であります。同連盟の目的は、「人口問題についての公の討論に対する一切の処罰廃止の要求運動をなすこと」であり、「あらゆる実行可能な手段を講じて、人口の法則、その帰結、およびそれが人類の行為や道徳に及ぼす影響についての知識を一般人に広めること」であります。第1回の会合で、20人からなる協議会はC R .ドライズデール (Drysdale, Charles Robert, 1829 1907) を会長に、またベザント夫人を書記官²⁷⁾に選出しました。連盟の創設は事実上組織立った受胎調節の普及活動の嚆矢であります。

草創期のマルサス主義連盟は窮地にありました。新しい主義に対する大衆の偏見を除去していかなばなりませんでした。このことは、発足当時、会員たちがわいせつ目的をもってという屈辱的な陰口を耐え忍ぶことを意味しました。1891年になると、ベザント夫人は新マルサス主義が神智学と共存しないと悟り、連盟から脱退しました。彼女の人を魅力する人柄や、卓越した能弁の才を失ったことは小さくはありませんでした。チャールズ・ブラドローもこの年に世を去りました。連盟はC R .ドライズデール博士を会長にして、存続しました。ドライズデールの妻のアリス・ヴィケレイ²⁸⁾ (Vickery, Alice, 1844 1929) 博士はあのブラドロー・ベザント裁判で貴重な証言をした人物であり、またドライズデールの兄であるジョージ・ドライズデール (Drysdale, George, 1824 1904) は『社会科学要論』(1854年12月)を公刊したり、『ナショナル・リフォーマー』誌に次々と寄稿し、ブラドロー氏やベザント夫人がこの話題に注目を向けていくさいの媒介役を演じたりしました²⁹⁾。1907年のC R .ドライズデール博士の死去に伴い、

アリス・ヴィケリイ博士が会長になり、また彼女が身を引いた後には、C. V. ドライズデール (Drysdale, Charles Vickery, 1874 1961) がこれを受け継ぎました³⁰⁾。1927年7月には、マルサス主義連盟結成50年記念の晩さん会が催され³¹⁾、J. M. ケインズ (Keynes, John Maynard, 1883 1946) が議長を務めました。重立った講演者はアニー・ベザント博士、H. G. ウェルズ (Wells, Herbert George, 1866 1946) ならびに C. V. ドライズデール博士でありました。またアリス・ドライズデール・ヴィケリイ博士からの1通の手紙も披露されました。家族の献身的な愛が1つの主義に向けられた最たる例が受胎調節運動の歴史であると表示できます。今日におけるこの問題への世論の寛大な対応はドライズデール家の穏健で、粘り強い活動に負うところが大きいといえます。J. R. ホームズ³²⁾ (Holmes, James Robins, 1859 1938) 氏やオードレッド (Aldred, Guy Alfred, 1886 1963) 夫妻³³⁾ といった他の人々においても訴訟は絶えることはなかったけれども、これらが世論の着実な形成を阻害することはありませんでした。

大衆への普及活動

受胎調節の普及活動はエドワード・カーペンター³⁴⁾ (Carpenter, Edward, 1844 1939)、ハヴロック・エリス³⁵⁾ (Ellis, Henry Havelock, 1859 1939)、パトリック・ゲディス (Geddes, Patrick, 1854 1932)、および J. アーサー・トムソン³⁶⁾ (Thomson, John, Arthur, 1861 1933) といったような著者が提出したような性問題についての健全な見解によって大いに加勢されました。しかしながら戸籍本署長官の報告書の結果の1つは差別的出生率が現出してきていることを示しました。すなわちその階級が愉楽であればあるほど、家族数を制限していて、一方子供たちをより良く養育できない階級は依然として大家族のままでありました〔図3を参照〕。このためマルサス主義連盟は屋外での普及活動に乗り出し、かつ1913年には実際のチラシを発行しました³⁷⁾〔図4を参照〕。連盟はチラシがなんとしても既婚者の手許

図3 イングランドおよびウェールズにおける社会階級別の出生数（1911年）

父親の職業	年齢10歳又は以上の 男1,000に付 (退職者を含む)	年齢55歳以下 既婚男1,000に付 (退職者を含む)
I 上・中流階級.....	47	119
II 中間階級(学者除外)...	46	132
III 熟練職工.....	73	153
IV 中間階級.....	70	158
V 不熟練職工.....	90	213
VI 織物職工.....	50	125
VII 鋸夫.....	107	230
VIII 農業労働者.....	49	161
III - VIII 労働階級.....	76	175
総ての階級.....	62	165

(出典) 松本良三著『階級と人口』(慶応書房、1939年)112頁より。

に届くようできる限りの配慮を払いました。例えばチラシには、この知識はたとえ子供たちを持つ余裕がない人であっても、乱婚や売春に走らないで早婚をなすことができるようにするためのものであると明記されていました。さらにチラシには、墮胎の危険への由々しき忠告や、墮胎薬もしくは受胎調節の方策とかたって販売された「女性用ピル (pills)」³⁸⁾に対する警告が盛り込まれていました。1917年までに、1万2千部を上回るチラシが無料で配布され、また現在までに10万4千部以上が郵送されました。チラシは今日もなお修正、訂正を施し、発行されています。

オールバット (Allbutt, Henry Arthur, 1846-1906) 博士は1887年に手頃な価格で³⁹⁾『妻の手引』を刊行しました。その中には他の医学的助言とともに避妊方法に関する知識⁴⁰⁾が含まれていました。こうした知識の公刊は医学界からみれば違法な職業行為でありました。それゆえオールバットは勇猛果敢な行動の代償に、総合医事協議会⁴¹⁾から医師登録を抹消されました。オールバットの告発は取り下げられました⁴²⁾。オールバット博士の小冊子

図4 マルサス主義連盟が配布したチラシ

PRACTICAL METHODS OF FAMILY LIMITATION.

NOTICE.—The Council of the Malthusian League, while continuing to regard this as a matter which is strictly within the province of the medical profession, and which ought to be taken over by them, has compiled a leaflet entitled "Hygienic Methods of Family Limitation," for the benefit of those desirous of limiting their families, but who are ignorant of the means of doing so, and unable to get medical advice on the subject. This leaflet is only issued to persons over twenty-one years of age who are either married or about to be married, and who declare their conscientious belief that family limitation is justifiable on personal and national grounds. Anyone wishing to obtain a copy of this leaflet must write his or her name and address clearly upon the form of declaration below, and send it to

Mrs. B. I. DRYSDALE, Hon. Secretary of the Malthusian League, 124 VICTORIA STREET, WESTMINSTER, S.W.1.

In order to encourage family limitation among the poorest classes, no charge will be made either for the leaflet or postage, but it is hoped that those who can afford it will enclose stamps for postage or a small donation to help the League in its work.

Under no circumstances whatever can the practical leaflet be supplied without a properly filled up declaration, nor can more than one copy be supplied to the same person. Those wishing to help others, may have additional copies of the declaration form to hand on.

If the leaflet is not received within seven clear days after posting the form, or if the seal is found broken on receipt, the Hon. Secretary should be communicated with.

NOTE.—The Malthusian League only advocates family limitation by prevention of conception, which is legal and is quite different from abortion, which was pointed out by the National Birth-rate Commission. The League has never advocated or given any assistance or information towards facilitating abortion.

The Malthusian League regrets that it is unable to comply with applications from the United States for this leaflet.

Instructions for filling up the Declaration Form.

NOTE.—Please read these instructions carefully before filling up the declaration form, as mistakes involve delay and unnecessary expense, both to the applicant and to the Malthusian League.

INSTRUCTIONS.

- 1. Each applicant for a copy of the practical leaflet issued by the Malthusian League must sign the declaration form himself (or herself). It is not permitted to sign a form on behalf of somebody else.
2. The signature must be written very distinctly in the applicant's ordinary handwriting.
3. The declaration form must clearly show whether the applicant is married or about to be married. If you are married, strike out the words "about to be married"; if you are about to be married, strike out the words "already married."
4. The declaration form must be filled up in ink.

N.B.—Only one copy of the leaflet can be supplied to each applicant, but additional copies of the declaration form to pass on to friends may be obtained from the Hon. Secretaries of the League, and will be sent with the copy of the leaflet, if so desired.

Please cut out the Application Form exactly as marked by the black lines around it.

FORM OF DECLARATION:

(To be retained by the Malthusian League.)

Please read carefully and fill up in ink.

I, the undersigned, hereby declare that I am over twenty-one years of age, that I am (a) already married, (b) about to be married; that I consider the artificial limitation of the family justifiable on both individual and national grounds; and that I have applied to the Malthusian League for a copy of its leaflet entitled "Hygienic Methods of Family Limitation."

And I hereby declare that I will hold myself entirely responsible for the proper use of the information therein contained, and for keeping it out of the hands of unmarried persons under twenty-one years of age.

Signed.....

Address.....

Date.....

(出典) Ledbetter, Rosanna, A History of the Malthusian League 1877-1927 (Columbus: Ohio State Univ. Press, 1976), p. 210より。

とほぼ同じ頃に、受胎調節の理論と実際を論じたホームズ (Holmes, James Robins, 1859-1938) 氏の『真の道德性』(1890年)が現われました。ホームズはそれまでも実際のな小冊子を発行していましたし、また自著の中で紹介した品物を給する事業にも手を染め、それ以来40年余りにわたってその仕事を継続してきています。避妊器具は店舗で商われ、そのうちの幾店かは好評ですが、残りの店は金銭づくで、売り上げを上げることだけに躍りとなっています。これらの店を通じて、通常の需要は満たされたけれども、それは専ら中流階級の需要でありました。

受胎調節相談所 (clinics)

受胎調節の支持者たちは上述したような情報の入手方法に対して反対があることに暫時頭を痛めました。1878年という早い時期に⁴³⁾、オランダの第1号の婦人医であるアレッタ・ヤコブス (Jacobs, Aletta, 1854-1929) が無償で貧しい婦人たちの相談に乗るという計画に着手しました。イングランドでは、その30年後に、アリス・ヴィケレイ博士がアンナ・マーチ (Anna Martin) 女史と協力して、実質上私設相談所であるものをロンドンの南東部に開設し、情報や器具を提供しました。1915年に⁴⁴⁾、アメリカで最も著名な受胎調節運動の指導者であるマーガレット・サンガー (Margaret Sanger, 1883-1966) がイングランドへやって来ました。彼女自身はアメリカで受胎調節相談所を開設しようと抱懐していましたが、彼女の渡英を機に、わが国の受胎調節主導者たちの関心も同様の行動に移って行きました。彼女はイングランドで歓迎されました⁴⁵⁾。意見交換を通して、大西洋をはさむ両岸での活動に弾みがつきました。その後の訪問はさらに拍車をかけました。「受胎調節」という諷刺文句はサンガーが1913年に造り出した言葉で⁴⁶⁾、イングランドにおいても「新マルサス主義」という常套語よりも運動の方針や目的をより適切に言い表わしている語として採用されるようになりました。翌年⁴⁷⁾、マーガレット・サンガーはニューヨークに受胎調節相談所を開きました〔図5、図6を参照〕。そのために彼女は逮捕され、その後30日の拘禁刑に処されました⁴⁸⁾。

それから間もなく、イングランドでの運動は新指導者としてマリー・ストープス (Marie Stopes, 1880-1958) 博士⁴⁹⁾を得ました。1918年に刊行された彼女の処女作『結婚愛』は瞬く間に衆目の的となりました⁵⁰⁾。これを振り出しに他の書物の公刊、大集会、および『受胎調節新聞』の創刊と次々と実施し⁵¹⁾、そして1921年には母の相談所を開設し (図7、図8を参照) そこで貧民の婦人たちに受胎調節の助言や知識を与えました⁵²⁾。ストープス博士が相談所のことを口伝で広め、お世話になった人たちを招待したこ

図5 アメリカ初の受胎調節相談所(1916年、ニューヨークのブルクリン・ブラウンスビル)



(出典) エレン・チェスラー著早川敦子訳『マーガレット・サンガー』
(日本評論社、2003年)143頁より。

図6 アメリカ初の受胎調節相談所の内部



(出典) 亀井俊介著『ピューリタンの末裔たち』(研究社、1987年)の
136頁と137頁との間のそう入図の3枚目より。

とや、保健省は出生前における同等のサービスと、政府によって既に支援されているあらゆる地域における福祉センターとについて負担すべきであるという世論を醸成する上で彼女が一役果していることを見過ごせません。マリー・ストーブス博士は多数の人々が新たに受胎調節について考えたり、

図7 菓子屋と雑貨屋との間にあったイギリス初の受胎調節相談所



(出典) 荻野美穂著『生殖の政治学』(山川出版社、1994年)118頁より。

図8 イギリス初の受胎調節相談員(1920年初頭、ホロウェイの母の相談所で)



(出典) ジェーン・ローズ著上村哲彦ほか訳『性の革命』
(関西大学出版部、2005年)の204頁と205頁との
間のそう入図の1番目より。

語ったりするのに功を収めました。また初めて「建設的 (constructive) 受胎調節」⁵³⁾という語句を用いました。ストーブス博士は既婚男女に対して和合した性生活の価値、幸福な母親となる婦人の権利、それに子供たちが望まれ愛されるという権利を力説しました。こうしてストーブス博士は受胎調節運動に新しい部面を付け加え、マルサスの学説による解説よりもより平易に説述してくれました。

同じ1921年の9月に、マルサス主義連盟は長年にわたって大きな一歩と待望してきた母子福祉センターをウォルワースに開設しました⁵⁴⁾。1つの

試行として企てられたこのセンターは国の援助をうけた母性センターの方針にそって運営されましたが、あわせて受胎調節の知識を提供もしました。どの患者であれ医師の診察を受けましたし、今もなおうけています。あいにく母性センターには公的資金の補助が一切支給されていなかったのので、後にその活動を受胎調節の分野だけに限定せざるをえなくなりました。1923年に⁵⁵⁾このセンターは受胎調節相談所準備協会の管理に移されました。これらの相談所が自発的な寄付によって維持されていたにもかかわらず、協会が存続した5年の間に、ロンドンに3つ、イングランドに7つ、そしてスコットランドに2つと、合計12の相談所が新設されたというのは驚嘆すべきことであります。『受胎調節相談所の運営について』(1926年)と題する有益で実用的な〔17頁の〕小冊子が協会の名誉理事であるエブリン・フラ―⁵⁶⁾(Evelyn Fuller)の手で出版されました。ウォルワース・〔女性〕センターは医師や看護婦に避妊技術を教える学校としての役割を果たすようになりました。他にも民間人が運営する相談所もありはしますが、大抵は営利主義に基づいています⁵⁷⁾。

最近、マリー・ストーブス博士は受胎調節の知識の恩沢を受胎調節相談所の手が及ばない地域まで広げようと助産婦(midwife)からなる移動相談所(Caravans)という発想を具現しました。現在、2つの移動相談所が活躍中で、そのうちの1つは狂信的な反対者によって焼き尽くされました⁵⁸⁾。もう1つの移動相談所の方は備え万端でぬかりありませんでした。ジャネット・チャンス⁵⁹⁾(Janet Chance, 1885-1953)夫人が受胎調節の知識を含む結婚教育センターを開始していることにも注意を払うべきであります。

以上のような活動の総力を挙げてしても、現実の要望のほんの一部に手をつけているにすぎません。受胎調節相談所が開設されている恵まれた場所以外に住んでいる極貧の両親たちは相変わらず無援のままで、にせ医者に思うままに食い物にされています。

医業

受胎調節の知識が医療の指揮下においてもっとも適切に付与されるというのは言うまでもありません。また増加の一途にある医師たちはこのことを認識していて、すすんで助言をなしています。1922年に、保健省の高名な保健医官であるキリック・ミラード⁶⁰⁾ ([Charles] Killick Millard, 1870-1952) 博士は受胎調節の全般的な支持にとどまらず、医業における支配的な見方はどのようなものであるかについての調査を質問書を用いて、それを明らかにしようとししました⁶¹⁾。その調査結果は依然として意見対立があるものの、大多数の医師たちが信頼に足る避妊器具については安全に利用できると確信しているということを示しました。公共道徳国民協議会によって任命された医療委員会⁶²⁾は1927年に次のように答申しました。すなわち、「われわれの所見では、避妊に関する知識を所望する既婚男女については、それが医学上の理由からか、もしくは育児ないしは貧困という事実から必要とされる場合、障害を一切設けるべきでない」と。

とはいえ避妊技術についての勉強ははまだ医学校の教育課程に組み入れてはいません。とくにロンドン以外では、個人開業医たちは必ずしも受胎調節を有害であるとは考えていないにもかかわらず、たんにどのように教示したらよいかかわからないばかりに助言するのを拒むという事態が頻発しています。コウブ・スミス (Cove Smith) 博士は1929年の2月に英国医師会主催のレセプションで挨拶したさいに、受胎調節に関する体系立った教育が大都市の医学校⁶³⁾において施されていないという現状を指摘しました。彼は、「ロンドンでは、受胎調節は微細にわたって教授されています。早晩、われわれは例外なく受胎調節に関してそこばくの助言を求められます。われわれがこのような知識の普及を信じようと、信じまいと、医学生は門外漢の著者による感情的な書物以外の別な所から知識を吸収する機会に浴する必要がある。私は多少の教育が医学の教科課程に編入されるべきだと心底より思っています。」と述べました。受胎調節信奉者 (birth

controllers) は一様に受胎調節に関する知識や技術を医学生への養成過程に盛り込むべきだとするコウム・スミス博士の懇願を心から支持しました。しかしながら現実には、たとえ上記のような避妊技術に関する教育の欠如という問題を棚上げにしたとしても、その大半はまったく医学的根拠に基づいていないとはいえ、様々な理由を挙げて、依然として受胎調節に反対し、それが決定的に不可欠である場合においてでさえも、こうした知識を峻拒する医師たちがいるという状況に達せざるをえません。

個人開業医にかかる余裕のない女性たちにとっては、助言を享受する最善の策が福祉センターにいる公衆衛生当局の医官を通してであることは間違いありません。これらのセンターでは、受胎調節は予防医学の1部門として、また産婦の健康への一助として重要視されています。そして受胎調節はやがては墮胎医を放逐し、現下の恥ずべき妊産婦死亡率を低下させるのに資するでありましょう。保健省はイングランドおよびウェールズの約3千人の女性たちが年々分娩のために亡くなっている⁶⁴⁾ことをとても憂慮しています。こうした深憂は妊産婦死亡率を取り扱っているこのほど発行された特別報告書や特別委員会の決議から、そしてより端的には助産婦の養成や採用に関する取り決め⁶⁵⁾から窺知できます。1つの宣伝委員会である妊産婦死亡対策委員会は、年に2回、世人を啓発するために数多の活動を果たしてきている影響力の甚大な総会を開催しています。しかし産院施設を改善するだけでは、妊産婦死亡率は減少しないでありましょう。助産婦の養成に関する委員会はその報告の中で、「この10年間出産時の女性の死亡率を低減させるためにありとあらゆる努力が試みられてきたにもかかわらず、その状況は今日も20年前とほとんど同様である」という実状を認めています。

妊産婦死亡率にまぎれもなく悪影響を及ぼしている1因に墮胎の蔓延が挙げられます。墮胎の発生数についての正確な統計を入手することは不可能ではありますが、その膨大さ⁶⁶⁾に公衆は無自覚になっています。受胎調節相談所で得られた数字は、大家族の母親の過半が1度は墮胎をしようと

したことがあることを裏付けています。さきほど開かれた英語による第5回母子福祉会議の席上で、ミドルセックス病院の産科の長老外科医であるカミンズ・バークリー⁶⁷⁾ (Comyns Berkeley, 1865-1946) は次のように語りました。

すなわち、「死亡率 (morbidity) の1因としての墮胎の重みが誇張されているはずはありません。他のヨーロッパ諸国において確かにそうであるように、わが国においても違法墮胎が増加の途にあると考えるべき理由ばかりが並び立てられると、なおさらそうであります。もしもわが国に関する統計が入手できるなら、その根拠を探し出すのはそう遠い先のことはありません。それにしろ、自発的な墮胎をも違法墮胎に分類した場合、違法墮胎が墮胎に伴う死亡率の大半を占めると安じて推断しても支障ありません。」と。

仮にも受胎調節が労働階級の母親たちの手許にまで行き渡るなら、のさばっている高墮胎率は一掃され、その結果として産婦の健康は大幅に改善されましょう。

調査

認可されている受胎調節相談所の大半では、記録が細心の注意を払って保存されています。避妊方法についての調査にとどまらず、受胎調節に関連したそれ以外の社会的な、あるいはまた心理学的な、さらには性的な諸問題に関する調査にも基礎資料を提供してくれる状況にあります。マリー・ストーブス博士は大量の記録資料とともに事例の覚書きを保存していて、1925年には母の相談所で接した最初の5000人の相談者についての興味深い報告書⁶⁸⁾をまとめることができました。3年前に彼女は卓越した医師や心理学者と力を合わせて医療委員会を創設しました。

1927年に、受胎調節の科学的調査を促進するために、ハンフリー・ローレンストン (Humphrey [Davy] Rolleston, 1862-1944) 卿を委員長とする

医師と著名な科学者たちからなる受胎調節調査委員会⁶⁹⁾が発足しました。このことは調査分野における近年の進捗を代表するものであります。この委員会の構成員たちは受胎調節の有意義についての意思表示を一切していません。けれども彼らは受胎調節が広範に実行されていて、このことが引き起こしている科学的諸問題をいまや放置できないと実感しています。支持者たちは再三にわたって次のような声を張り上げてきました。すなわちわれわれの運動が願ってやまないのは「簡便で、かつ有効な方法を発見するのに向けられた層 層の科学的な努力」であります。医業において一定の信望を有している世界中の医療関係者たちの協力を性別を問わずあおぎ、加えて現在利用されている受胎調節法に対して公正で、しかも批判的な態度で臨むなら、この委員会は基礎資料の収集を期待することができ、十分に事情に通じた上で問題に向き合えます。委員会は既にオーストリア、デンマーク、ドイツ、アメリカ合衆国、スペイン、スウェーデン、およびわが国における医師による避妊指導の経験に関する2報告をまとめています。合衆国の社会科学調査委員会のハイムズ⁷⁰⁾(Himes, Norman Edwin, 1899-1949)夫妻は1927年にわが国へ足を運び、幾つかの相談所の記録について精査し、その後この調査の成果の一環として若干の論文を発表しました。人口問題に関してなされた調査について云々するのは、概して本冊子のらち外にあります。けれども1913年に公共道徳国民協議会が設置し、ボイド・カーペンター(〔William〕Boyd Carpenter, 1841-1918)主教がその委員長を務めた〔国家出生率〕委員会には言及しておかねばなりません。というのも同委員会は出生率の低下の程度や特質、あるいはその低下が予測される原因を、さらには出生率の低下が経済的、宗教的観点からみて家庭生活や国民生活へどのような影響を及ぼしていくのかを調査しているからであります。非常に重要な資料を若干含有している最初の報告は1916年に公表されました。委員会は翌年にバーミンガム(〔Henry Russell Wakefield〕Birmingham, 1854-1933)主教を委員長として再編され(図9を参照)、1920年には第2次報告を送り出しました⁷¹⁾。協議会が設けた医療委員会の答申

図9 国家出生率委員会のメンバーとM. ストープス
(内務省にて1919年、シルクハットがパーミンガム主教)



(出典) ローズ前掲訳書の204頁と205頁との間のそう入図の14番目より。

については既述しています。人口問題研究国際連合⁷²⁾・英国委員会が目下人口の科学的な諸側面を究明中であります。この委員会は「英国人口協会」という名称の下に1928年に結成され、人口問題の諸部面に興味を寄せるすべての人々の活動の核心として運営されることをその目的としています。

書物と定期刊行物

枚挙にいとまがないほどの山ほどの書籍が医師と門外漢との両者の手によって刊行され、避妊に関する実際的な助言を与えています。マリー・ストープスの諸著作、中でも避妊についての学術書は見過ごすわけにはいきません。というのもそれは医療関係者の筆になるものではないとはいえ、この主題に関する無二の権威書であるからであります。この問題の医学的側面に関する医師の所見は何冊かの書物の中で表明されています。とりわけ秀逸の論文集は公共道徳国民協議会の医療委員会による報告であります。

この問題は今日でも大部分の人たちが紙面を追っかけるほどの関心事になっているわけではないけれども、わが国の総合紙の受胎調節への対応は

総じて寛大であります。『デイリー・ニュース』紙が先般この問題についての色々な意見を掲載しているのは大いに歓迎すべきことであります。また『ウーマンズ・リーダー』⁷³紙の読者欄はここ何年も受胎調節についての忌憚のない議論にその紙幅を割いてきています。

また定期雑誌の対応姿勢にも要望されるところが少なくありません。その空白は幾分かは受胎調節だけを取り扱った専門誌によって埋められています。これらの中で最古のものは月刊誌の『ニュー・ジェネレーション』であり、1878年にマルサス主義連盟によって創刊され、1922年までは『マルサシアン』として知られていました⁷⁴。この雑誌の方針は人口についてのマルサス主義的見解に立脚してはいますが、マルサスが提唱した晩婚という救済策よりもむしろ受胎調節を推奨しています。その主義主張を「早婚と小家族」との支持と約言できます。マリー・ストープス博士は建設的受胎調節連盟を主宰して、1922年に創刊された『受胎調節ニュース』⁷⁵を編集、発刊して、「喜びに満ちあふれる母性愛や、わが民族の暗闇にさしこむ光明」の擁護を唱えています。マーガレット・サンガーが1917年に創刊し、1929年まで編集した『受胎調節評論』誌はアメリカ受胎調節連盟の月刊誌となり⁷⁶、受胎調節をもとめるイングランドの労働者の間にも配布されています。この『評論』は受胎調節の進歩やその社会学的結末についての世界的な動向を伝えてきています。

英国優生協会

優生学の問題は受胎調節の問題から独立した別個の論議ではありますが、実際の優生政策は家族の合理的な調節を前提にしています。それゆえ1908年に創立された優生協会⁷⁷は避妊方法が子孫の資質を制御する可能性を有した手段として進歩していくのを常に歓迎しています。また官公吏たちは避妊の知識が極貧者に伝わっていくのを禁じるべきではないと公言しています。しかし同協会は種属の天賦の資質を改良することで社会進

歩を促進していくという根本原理に立って、出生率の低下における差別的な状況を懸念し、大家族は熟練階級の間で拡大されるべきだと考えました⁷⁸⁾。

1927年に、同協会はお互いの経験を話し合ったり、運動から生じてくる問題についての討論の場として、独立自営の受胎調節相談所からの代表者たちと共同協議会を発足させたりしました⁷⁹⁾。あらゆる相談室からの医療の代表者たちによる技術をめぐる討議がさらなる科学研究への思いを高まらせたのは疑いありません。現に確かな方向に向かって活発に実行されています。加えて社会的に、また優生学的に重要であると一般に解されている諸点に関しての統計的資料を入手することが確認されたことも黙過できません。この共同協議会はいまもその任務を遂行しています。

優生協会は知的障害者や回復した精神薄弱者が収容施設を後にするさい自発的な不妊手術への要望を増大していくのを明らかに奨励していて、国家または統制庁の命令でその費用を必要経費として支出できるような法案を既に準備しています⁸⁰⁾。

国際関係

受胎調節支持者たちは国境を越えて、人間らしい発見に関わっています。マルサス主義連盟は率先して国際会議を開催し、その結果国際新マルサス主義連盟の基盤が固められました。晩年のC.R.ドライズデール博士によって主宰され、オランダ、ドイツ、フランス、および大英国のマルサス主義連盟の会員が1900年⁸¹⁾に一堂に会したパリでの国際会議の場で、「人間再生連盟」が結成されました。つづいてこの会議は1905年にリエージュで、ついで1910年にはハーグで、また1911年にはドレスデンで、そして大戦後の1922年にはロンドンで開催されました。マーガレット・サンガーは1927年のジュネーヴでの世界人口会議のさいと同様に、1925年にニューヨークで開催された国際会議をもお膳立てしました。

国際運動は終戦後、受胎調節に対するローマ・カトリックの国々からの抵抗によって阻まれています。受胎調節の普及活動は現在ではフランス、イタリア、およびアイルランド自由国〔アイルランド共和国の旧称〕において全面禁止となっています。

適法か、違法かの実状

これらの国々とは異なり、イングランドにおいては受胎調節方法の教授に対する法的な規制はありません。公序良俗に関する普通法を前提におく限り、誰であれ自由に受胎調節についての知識や教育を広めたり、受胎調節相談所を開設したり、あるいはまた実際の指導を載せている書籍や小冊子を発行し、また販売したりもできます。1922年7月に、内務大臣は下院において、その書物が妊娠の予防を取り扱っているという理由だけで裁判所がそれをわいせつであるとの判決を下したとはとうてい考え難いと発言しました。

とはいえ、こうした万全な合法的自由にもそれを脅かす禍根がひそんでいます。というのもその知識が非科学的で、信頼できないもので、しかも健康に害を及ぼしさえしているのに、それでも公序良俗の状態が遵守されたままで、いかなる方策も講じられていないからであります。他方、イギリスの法律はわいせつについて明確な規定を与えてはいません。だからどの警察裁判所の判事もその供述の口調が自分の個人的な道德感と食い違っている場合には、その書物の破棄を命じましょう。

実際に、受胎調節を教授する自由にある規制がかかってきています。その他の職務にある医師や看護婦であれば誰であれ、その要望に応じて全く自由に受胎調節に関する助言をなしえるのに、国が援助している母子福祉センターに勤務する医師や看護の場合にはこうした助言が禁じられています。この禁止は法律ではなく、保健省の内規によって生じてきています。それを省の規則改訂を通して削除することができます⁸²⁾。けれども引き継

いだ政府は国会の場でこの問題を政治問題とすると声明して、はじめて改訂をなすべきとの見解を示しています。受胎調節を教える自由に加えられたこの規制の削除を実現するための努力が誠実に積み重ねられています。というのも、それは無関心な傍観者には取るに足らない瑣事ように思われるかもしれませんが、保険に未加入である労働階級⁸³⁾にとっては納得のいく方法で確かな受胎調節の知識を事実上手に入れることができないことを意味しているからであります。

政府の姿勢

引き継いだ現政府が保健省の運営上のこの改訂の承認を峻拒している姿勢は腑におちません。けれども先日政府は受胎調節に反対しているのではなく、こうした助言が政府の助成を受け取っているセンターでなされているのに異をはさんでいるということを明らかにしました。1926年には、地方自治体の担当部局が既婚女性に受胎調節の知識を広めるさいの経費の負担を可能にする法案が下院に提出されましたけれども、不成立におわりました⁸⁴⁾。しかし同じ年に、バックマスター（Buckmaster [,Stanley Owen] , 1861 1934）卿の動議による1つの解決策が上院を通過しました⁸⁵⁾。

すなわち、「国王陛下の政府は福祉委員会に通達した命令、ならびに同委員会に課した制約をすべて撤回するよう求められています。なんとなれば既婚女性たちがその家族数を制限する最良の手段を求めようとするさい、彼女たちは福祉委員会のせいで居住している地域からの情報から閉め出されているからであります。」

保健省から、地方の保健担当部局が受胎調節に関する助言をできるような許可を求める次のような形式の書信が届いています。

- (1) 「母子福祉センターは妊産婦および母子の看護のみを対象すべきであり、既婚者であろうとなかろうと、女性たちが避妊法の適用を考

える場所ではありません。」

- (2) 「受胎調節に関する助言は出生前(ante-natal)センターの機能ではありません。医学上の理由から妊娠の回避が望まれる例外的な場合に、特別な助言が個人開業医または病院に託されるべきであります。」

しかしながら医学上の理由から受胎調節法についての助言を必要としている場合でさえ、働く女性たちは現在のところ、妊娠が現実には危機にさらされてしまうことになるとの理由から、保健省が自分たちに向けた方向転換を命じてくれるという解決策への糸口をつかめずにいます。労働階級の既婚婦人たちは自らが「被雇用者」でない限り、国民健康法の適用外にあります⁸⁶⁾。彼女たちは健康保健医にみてもらえないばかりか、個人開業医にかかる余裕がないことも度々であります。病院は当座の仕事で手一杯で、この役割を引き受けることができません。受胎調節相談所はその数が僅少で、この状況を打開できませんし、それにそこでは受胎調節関連の支援しかうけられないという宿命的な風評のために敬遠されてもいます。地方自治体はその禁止を解くべきとする決議案を時を異にしてまとめてきています。保健省の多数の医官が改訂を歓迎するであろうことも疑う余地はありません。というのも助言が必要不可欠の場合でさえ助言できないままで、その任務遂行上の不便をこうむっていると実感しているからです。保健省の医官の勧めで、ショアディッチ⁸⁷⁾自治区協議会がとった行動は共鳴できる事例であります。すなわち1929年にそこで開催された健康博覧会では受胎調節の展示場が設けられていました⁸⁸⁾。

組織立った支援

公衆衛生当局の管轄する福祉センターで受胎調節に関する知識を入手できるようにすべきであるという要望は、あらゆる階級や、様々な政見を掲

げている複数の組織的な女性団体から支持されています。組織された女性労働者たちはここ何年もこの権利を求めて不屈の戦いを続けてきています。労働党内閣が1924年に政権を掌握した⁸⁹⁾とき、働く女性たちの要望に脚光が集まり、これらの規制が改訂されるものと期待されました。その年の〔全国〕女性労働者会議⁹⁰⁾で、保健大臣は公衆衛生の担当部局が受胎調節の知識を望んでいる人々へのその提供を認可すべきであるという決議案が採択されました。またこの決議は1925年〔5月〕のバーミンガム会議や、1927年〔5月〕のハダースフィールド会議においても繰り返されました。女性労働者たちが意思を旗幟鮮明にしたことや、アルドレッド（Aldred,〔Guy Alfred, 1886-1963〕編⁹¹⁾のマーガレット・サンガーの『家族制限』に関して警察裁判所に起訴された訴訟での勝訴を機に、労働者受胎調節グループが1924年に結成され、働く女性たちが裕福な女性たちが享受しているのと同様に受胎調節についての助言をうける可能性を実現すべく乗り出しました。労働者受胎調節グループはひたすら労働運動、社会主義運動、および協同組合運動の内部で普及活動を続けました。このグループは労働階級が他の階級の人々と比べて子育てに不向きであるという提議をきっぱりと否定し、反対に、貧富のいかんを問わず、あらゆる女性はこの知識に対して平等なる権利を有しているという論を主な根拠にして活動しています。またグループは受胎調節を政府がその責任を負うべき公衆衛生の問題の1つにすぎないと考えています。

同じ要望を声にしている女性労働者たちの別な大きなグループは女性協同組合⁹²⁾であり、1927年のプリマスでの大会で類似した決議案を可決させました。このことは女性協同組合が超党派の組織であるという点で一層刮目に値しましょう。すなわち同組合は政党とは一切無関係に、ただたんにあらゆる女性の身に降りかかってくる類の問題をその協議事項として取り上げているにすぎないからです。

同様に、女性全国自由党連合⁹³⁾は1927年のブラックプール大会で、受胎調節の知識を待望している女性たちが保健省の管轄しているセンターでそ

れを手に入れられるようにすべきだとの決議案を採択し、「こうした仕組みを通して、社会の最貧の成員ははじめて富裕な階級が接近できる知識を入手できる」としました。

最大にして、かつ最も長い歴史を有する男女同権論者の組織である平等市民権協会全国連合⁹⁴)は、1925年3月にはこうした要望を支持し、会合を開いたり、代表団を派遣したり、あるいはまた国会議員の注意をこの問題へと向けさせたりして、極めて多くの活動を繰り広げてきています。先般のマンチェスターでの女性全国自由党連合の大会で、マンチェスター・ソルフォード地区の母の相談所の所長であるストークス(Stokes〔Mary Danvers〕, 1891-1975)夫人は平等市民権協会全国連合を代表して次のような決議案を提案しました。

すなわち、「本年度の大会では、保健大臣および地方の担当部局に対して政府から助成を受けている母子福祉相談所の医官による受胎調節法について知識の提供を認可するよう要望いたします。但し、それは母親がこうした知識を求める場合や、あるいは医官の診察からそれが母体の健康にとって望ましい場合に限られます。」と。

この結果、議論が沸き起こりました。このことはこの穏当な要望が最も思慮深い女性たちの心を捕えていることを何よりも示しています。ローマ・カトリック教の団体が主として異論を唱えましたけれども、決議案は圧倒的多数の賛同で無修正のまま了承されました。

こうした様々な女性組織のいずれもが上述したように受胎調節への賛意を標榜しないまま、たんにあらゆる女性はその知識を望む場合にはその権利を有しているという見解を提言するにとどまっている点も見落とされるべきではありません。問われるべきは受胎調節の良否ではありません。そこでの争点は、その利用できる知識が科学的であるのかどうか、またそれが母親たちによって要望されたもので、かつ母親たちや彼女たちの実状に

明るい医師による助言から構成されているのかどうか、あるいはまたそれが営利目的で使用され、頻繁かつ極度に有害をもたらし、ひいては墮胎数の不断增加につながるかどうかであります。今なお意見の相違が大きく、受胎調節と墮胎との間に明瞭な区分がなされていません。墮胎薬がいまも避妊手段を装って自由に売買されています⁹⁵⁾。

反対

受胎調節に対する由由しき唯一の反対はローマ・カトリック教の牧師からのものであります。牧師たちは、例えば結婚生活での性交の節制といった自分たちが支持しているもの以外の受胎調節について、それらどのようなものであれ淫らなものである⁹⁶⁾と信者たちに説くだけでは飽き足らず、信徒でない人たちが受胎調節に関して良心の自由をもつことをも否定しています。牧師たちは相談室の開設に猛反対してきましたし、また篤実な門徒たちに受胎調節の知識を福祉センターで入手できるようにすべきという要望を支援する議員候補者に対して反対票を投じるよう先導してもいます。こうして概して受胎調節運動に対してありとあらゆる妨害を加えています。1926年に、1つの結社、すなわち国民生活連盟が主としてローマ・カトリック教の支援の下に結成され、受胎調節の理論と実際に戦いを挑みました⁹⁷⁾。このことは、国教会教会ならびに非国教会派教会の多くの支持者たちの対応や、とりわけセント・ポール大聖堂の司教であるイング(Inge [,William Ralph] , 1860 1954) 尊師の好意的な応援⁹⁸⁾と比べると好対照であります。ドーソン卿(Dawson [of Penn, Bertrand Dawson, 1 st Viscount] , 1864 1945) は近代的な知識や新世界の要望を視野に入れ、イングランド教会に対してこの問題に取り組むよう何度も申し入れました⁹⁹⁾。彼は、「人工的手段によって出産を調節することが不自然でないのと同じように、人工的手段をもって妊娠を調節することも不自然ではありません。」と明言しました(図10を参照)。

図10 ドーソン卿



(出典) B・エイベルスミ著多田羅浩三・大和田健太郎訳
『英国の病院と医療』(保健同人社、1981年)294頁
より。

公衆衛生当局が受胎調節の知識の提供に反対していることに対しては、もちろん思慮分別のある対応をもって臨む必要があります。けれども多数者の意思で統治されている民主主義国では、公金が時として少数派にとっては不本意な仕方支出されたとしてもやむをえません。こうしたさいには、良識のある反対者に間道を用意することで、その少数者の宗教上やその他の意見を可能な限り尊重するほかありません。

昨今の国会での普及活動

保健省の政策は議会がその改定を決定するまで維持されるであろうとの所見が1928年5月の下院の場で陳述されましたし、また1929年10月にも反復されました。

1929年の総選挙のさいの運動を契機にして、国会議員の候補者たちは知識の平等を求める要望について、その中身とその妥当性を理解することができました。各候補者はこの問題に関してそれぞれ見解を示すよう求められました。

「当選の暁には、あなたは政府から助成を受けている母子福祉センターに勤務している医官による受胎調節法に関する知識の提供を実現できるための立法上の、行政上の施策を支持しますか。」

この質問は受胎調節の重立った支持者の代表者たちの承諾を得ていましたし、また地方の組織の考えにそって様々な修正が加えられました。

関連諸団体の協力や個人の賛同者の後押しを受けて、580を超える選挙区に配布されました。国会議員となった375名を含む候補者たちから回答が寄せられました。回答した候補者のうち、95名がはっきりと反対の意を示しました。他方、およそ85名は提案が国会の場に上程されれば賛成に回る心算であります。残りの候補者たちは明白な支持を表示しました。

現首相であるラムゼー・マクドナルド氏は、この問題を政党の決するものではなく、下院での自由投票に委ねられるべきものであると表明しました。現政府が、議会に対して、貧民の親たちが裕福な親たちとともに受胎調節についての知識へ接近できる平等な権利に関する意見を表示するよう促す時機の到来が待ち望まれます¹⁰⁰⁾。

訳注

- 1) 保健省は1919年の春に、これまでの地方自治庁の保健部門、人口動態統計部門、保険委員会の保健部門、教育省の医務部、枢密院の助産婦部門、および内務省の乳児保護部門を統合し、新設された。このことによって、公衆衛生行政が救貧行政から分離独立することとなった〔橋本正己著『公衆衛生現代史論』(光生館、1981年)108頁〕。
- 2) 1921年の秋にマルサス主義連盟が開設したセンターで、労働者からの受胎調節の相談に応じた。Walworth Clinic, Maternity and Child Welfare, The East Street Welfare Center for Pre-Maternity などとも呼称された〔安藤画一編『産児制限の研究』(日本臨牀社、1947年)89頁〕。
- 3) プラトンは『国家論 (Politeia)』において優学学的見地から結婚を数的に操作し、「戦争において勇敢であるか、あるいは何かの点ですぐれている」人口の維持を主張した〔南亮三郎著『人口思想史』(千倉書房、1963年)48頁〕。
- 4) この過程は、パリの南に位置するムラン (Melun) で、1740年以降に「始まった産児制限が確認されるのは革命以後のことであるが、その進展はどこでも同一であったわけではな

- く、やはり少なくとも農村では遅々とした性の営みの変化であったように思われる」と概説されている〔木村尚三郎・志垣嘉夫編『概説フランス史』(有斐閣、1982年)200頁〕。ちなみに当時のフランスで実行されていた避妊法は性交中断であったけれども、18世紀の後半にはコンドームも使用されていた〔フランドル(Jean-Louis Frandrin)著森田伸子・小林亜子訳『フランスの家族』(勤草書房、1993年)337頁〕。
- 5) オランダでは、オランダ新マルサス主義連盟(結成は1881年)の会長グリツェン(Gerritsen, Carel Victor, 1850-1906)の妻で、オランダの最初の女医であったヤコブス(Jacobs, Alletta, 1854-1929)が1882年にアムステルダムで世界最初の避妊クリニックを開設し、受胎調節の器(ペッサリー等)を無償で提供した。また医師のルートヘルス(Rutgerts, Johannes, 1850-1924)も1892年にロッテルダムで無料での受胎調節サービスを開始した〔荻野『生殖の政治学』49、85-6頁等を参照〕。
- 6) アメリカでは、コムストック(Comstock, Anthony, 1844-1915)の提案によって1873年3月に成立した通称コムストック法(連邦刑法第211条)が、受胎を防ぐ物品や避妊知識の郵送頒布を禁じていた〔亀井俊介著『ピューリタンの末裔たち』(研究社出版、1987年)736頁、小野直子「アメリカ合衆国における生殖の政治学」『文化史学』第55号(文化史学会、1997年)415-7頁などを参照〕。その後、1878年に全国自由連盟がその廃止を嘆願したけれども、1909年に成立し、20年に改定された連邦刑法第245条はむしろその適用範囲を拡大した。そして1936年のニューヨーク第2巡回控訴裁判で、「コムストック法の趣旨は、生命を救う、または患者の福利を促進する目的で、良心的な正規の医師により賢明に使用される物品の郵便による輸入、販売、輸送を妨げることでない」との判断が下り、ようやく避妊は違法ではないとされた。しかしすべての州で避妊の合法性が認められるに至るのは1965年のことである〔チェスラー著早川訳『マーガレット・サンガー』61-2、285-8頁〕。
- 7) マルサスはジーザス・カレッジを卒業した1年後の1789年に、サリー州オークウッズの牧師補になり、91年には司祭となった。さらに1803年11月21日には、リンカーン州ウェイルズビ教区の教区牧師(年収300ポンド)に転じ、1805年11月に東インド・カレッジ教授(年収500ポンド)に就任した後も、そのまま不在牧師(不在時はドールトン(Dalton, Henry, ? 1821)僧職授与権者に委託)としての任を務め、そして1824年2月にはオークウッズの終身牧師となった〔プレン(Pullen, John Michael, 1933)著溝川喜一・橋本比登志訳『マルサスを語る』(ミネルヴァ書房、1994年)12-3頁〕。
- 8) マルサスは第2版『人口論』(1803年)で、「慎慮の動機からでた結婚の抑制」である「道徳的抑制」を提唱、奨励した〔例えば、岡田実著『フランス人口思想の発展』(千倉書房、1984年)286-91頁などを参照〕。
- 9) プレースの波瀾に富んだ生涯については、さしあたり堀経夫・大前朔郎監訳『イギリス社会思想家伝』(ミネルヴァ書房、1978年)61-89頁を参照。
- 10) これは発行部数500の『人口原理の例証』(1822年)の中で主張されている〔寺尾琢磨著『人

- 口理論の展開』(東洋経済新報社、1948年)186 92頁や、柳沢哲也「フランス・ブレイスにおける人口原理」『社会科学論集』第118号(埼玉大学経済学会、2006年)27 32頁等を参照)。
- 11) プレースは1791年3月に17歳にも達していなかったチャッド(Chadd, Elizabeth)とストランド街の裏町の1室で同居した〔堀・大前監訳前掲訳書63頁〕。
 - 12) 1823年に配布された「結婚した男女に」、「労働者の結婚した男女に」、および「一般生活の既婚の男女に」と題された3種のピラのこと。なおブレースはこれらのピラの中で、性交中断、スポンジまたはタンポンの使用による避妊法を紹介している〔ハエムズ(Himes, Norman Edwin)著古沢嘉夫訳『受胎調節の歴史』(河出書房新社、1957年)182頁〕。
 - 13) 例えば、カーライル(Carlile, Richard, 1790 1843)、ハッセル(Hassel, Richard)、キャンピオン(Campion, William)たち〔ハイズ同上訳書185 7頁〕。なかでもカーライルはドーチェスターの監獄の中から刊行した雑誌『リパブリカン』の第11巻第18号(1825年5月6日発行)において、「愛とは何か」という評論を載せ、スポンジを使った避妊法に言及している〔富山太佳夫「避妊とスピリチュアリズム」『現代思想』第20巻第6号(青土社、1992年)9 10頁〕。
 - 14) ベサントの生涯については、さしあたり名古屋行「アニー・ベサントの世界」『歴史評論』第485号(歴史科学協議会、1990年)を参照。ベサントは1874年8月2日にブラドローに面会し、同年8月30日の『ナショナル・リフォーマ』誌(1部2ペンス)に寄稿したのを皮切りに、1891年4月まで同誌に多数の論説を寄せた。
 - 15) 1832年1月に、「ある医師により」という匿名の下に、ニューヨークに出現した『哲学の果実、若い夫婦のための私的な手引書』は40頁の冊子で、76年までは年間に高700~1000部ほどしか売れていなかった〔ハイズ前掲訳書200頁、荻野前掲書47頁〕。その中には、重曹や酢などを用いた洗浄による避妊法が記載されていた〔ハイズ同上訳書191 2頁〕。
 - 16) 当初の版元はオーエン(Owen, Robert Dale, 1801 77)の英国版『道徳生理学』を1834年に出版したワトソン(Watson, James, 1799 1874)であったが、ワトソンの死後はホリオーク(Holyoake, Austine, 1826 74)やその兄(Holyoake, George Jacob, 1817 1906)であった。
 - 17) クック(Cook, Henry)という悪評判の本屋がワット(Watts, Charles, 1836 1906)によって複製された『哲学の果実』に2枚の春画をそう入し、販売した〔吉田秀夫著『新マルサス主義研究』(大同書院、1940年)221 2頁〕。
 - 18) クックは1876年の冬から2年間の重労働の刑に処された〔ハイズ前掲訳書199頁〕。
 - 19) 1860年4月14日(土)に創刊された週刊誌(1号あたり80頁前後)『ナショナル・リフォーマ』は、当初ブラドローと共同編集者(週給5ポンド)のバーカー(Barker, Joseph, 1806 75)とによって編集され、約8000部販売されていた。しかし避妊やマルサス主義に対する見解の相違から、2人は早々と絶交することとなった。1861年9月7日号以降はブラドロー1人で編集にあっていたが、1863年2月から66年4月までの間はワット(Watts, John)が編集した。その後はチャールズ・ワットが副編集者としてブラドローを支え、ま

- たブラドロウの没後はロバートソン (Robertson, John Machinnon, 1856 1933) を手助けした〔*Hypatia Bradlaugh Bonner, Charles Bradlaugh*, 4th ed. (London: T. Fisher Unwin, 1898) , Vol. I, p. 131や、ハイムズ前掲訳書198 9頁等を参照〕。なおC.ワットは1877年2月に200ポンドの罪金を支払っただけで、放免となった〔吉田前掲書226頁〕。
- 20) ブラドロウとベザントは自由思想出版社を起し、そこで『哲学の果实』を印刷し、1877年3月24日(土)の午後4時から1時間、これをフリート街の裏手にある店(ストーンカッター街、ファリントン通りにあった)で1部6ペンスで販売した〔吉田前掲書226 7頁、富山前掲論文10頁などを参照〕。
- 21) 2人は『哲学の果实』を販売した数日後には逮捕され、最初は市庁舎で審理され、その後中央刑事裁判所をへて、最終的には移管命令によって高等法院の女王座部に回され、裁判長コックバーン卿 (Cockburn, Sir Alexander James Edmund, 1802 80) の裁定を受けることとなった〔吉田前掲書227頁等を参照〕。
- 22) 陪審員は『タイムズ』紙の所有者の子息であるウォルター (Walter, Arthur Fraser, 1846 1910) を含む裕福で地位の高い人たちであった〔吉田同上書227頁〕。なお2人は6月28日に禁固6ヶ月、1人当たり200ポンドの罰金、および保釈金500ポンドという判決を言い渡された。
- 23) 78年2月の控訴審において、2人は告訴の内容そのものにわいせつが含まれているとの判断で、無罪放免となった〔Fryer, *The Birth Controller*, p. 164〕。
- 24) 1877年の数ヶ月間のうちに、『哲学の果实』は12万5千部を売り上げた。また1876年から91年の間に、『哲学の果实』と『人口の法則』とは合わせて、少なくとも41万部販売された〔ハイムズ前掲訳書202頁、荻野前掲書47 9頁〕。
- 25) この裁判の経過と結末については、ハイムズ前掲訳書199 202頁や、吉田前掲書230 1頁を参照。ちなみにツルーラヴが逮捕されたのは1877年5月22日(火)で、中央刑事裁判所で判決(重労働無しの監禁と50ポンドの罰金)を受けたのが翌年の5月9日であり、刑をおえて釈放されたのが同年の9月12日のことであった。
- 26) マルサス主義連盟は7月17日(火)に220名の会員で発足し、同月26日の午後8時半からCity Roadのold streetにあった科学会館の小会堂で初会合をもった〔吉田前掲書202 3、211頁〕。
- 27) 選出された書記官はベザント夫人のほかに、ヘンパー (Hember, Rober G.) 氏とシアラー (Shearer, R.) 氏とであった〔吉田同上書202頁〕。
- 28) ヴィケリーの生きざまについては、佐藤共子「婦人医学生と新マルサス主義」『一橋論叢』第75巻第6号(一橋大学一橋学会、1973年)を参照。
- 29) ドライズデル兄弟の略伝については、さしあたり拙稿「ドライズデル兄弟に関する資料」『長崎県立大学経済学部論集』第43巻第2号(長崎県立大学学術研究会、2009年)を参照。
- 30) 1921年2月22日のこと〔Ledbetter, Rosanna, *A History of the Malthusian League 1877-1927* (Columbus: Ohio State Univ. Press, 1976) , p. 218〕。

- 31) 会はホルボーン・レストランで7月26日の午後8時に開かれ、約200名の人たちが出席し、シタピラメやヴォローヴァン（ふた付きのバイ）が振舞われた〔Ledbetter, *op. cit.*, p. 229〕。
- 32) ホワイト（White, James, ? 1911）は1911年に避妊の図解を盛り込んだホームズの『真の道徳性、すなわち新マルサス主義の理論と実際』（初版は1890年刊）をスタンレー市場で販売したかどで、ダーハムで20ポンドの罪金刑を科せられた。またホームズ自身もこの冊子を郵送販売した罪で1912年5月にウォンティッジ小治安裁判を受け、10ポンドと裁判費用の支払いを科せられ、控訴した。けれどもパークシャー四季裁判は1912年7月1日にこれを棄却した〔Fryer, Peter, *British Birth Control Ephemera 1870-1947* (Leicester: Barracuda Press, 1969), p. 19〕。
- 33) オードレッドと彼の妻（Witcop, Rose）とはマーガレット・サンガーの小冊子『家族制限』（初版は1914年刊）を販売したかどで、1923年1月に警察裁判所に起訴された〔Fryer, *The Birth Controllers*, p. 259〕。
- 34) カーベントナーは多方面から性を研究し、1896年に『男女関係の進展』を著し、恋愛の自由を支持し、受胎調節の絶対確実な方策の必要性を説いた〔チェスラー前掲訳書103頁〕。またカーベントナーは1915年にイギリス性心理学研究会を創設するのに尽力したりもした〔荻野前掲書137頁〕。
- 35) エリスは全6巻の大著『性心理学研究』（1897-1910年）を著し、性は本質的に善であり、積極的に楽しむべきものと主張した。女性にも男性と同様に性的欲求があり、その充足を求める権利があるとし、受胎調節による女性の性の解放を説いた。そのさい女性は避妊の実践によって少数の良い子供を産み育てることで社会に貢献しようと考えてもいた〔荻野同上書84、214-6頁、チェスラー同上訳書105頁〕。
- 36) ゲディストとトムソンは1889年に『性の進化』を公開し、細胞代謝に基づく性差の理論を提起した。2人によれば、男性の細胞は活動的で、精神的であり、他方女性の細胞の方は受動的で、生命維持の働きを担っている。その結果、男性は精子のように攻撃的で、闘争的で、かつ創意に恵まれた存在であり、一方女性は卵子のように、まるやかで、利他的で、他を育む存在であると解された〔ショーウォーター（Showalter, Elaine）著山田晴子・園田美和子訳『心を病む女たち』（朝日出版社、1990年）154頁〕。
- 37) 1913年の後半から翌年の全般にわたって、毎月約200枚のチラシが配布された〔Ledbetter, *op. cit.*, p. 211〕。
- 38) 当時最も流通していた類はネズ（植物）油、すなわちサピン油を含有していたピーチャム・ビルで、1箱当たり1～4シリングで、年間約600万箱も販売されていた〔ハイムズ前掲訳書273頁、およびポッツ（Potts, Malcolm）ディゴリイ（Diggory, Peter）著池上千寿子・彼岸悦子訳『文化としての妊娠中絶』（勁草書房、1985年）127、132-5頁〕。
- 39) 『妻の手引』は実際には1部6ペンスで1884年か、あるいは1885年頃に売り出された〔ハイムズ前掲訳書208頁〕。

- 40) オールバットは従来の幾つかの避妊法に加えて、英語圏では逸早くドイツの産婦人科医メンシング(Mensinga, Wilhelm, Peter Joh, 1861 1908)が1980年に創案したベッサリーの使用を説いている〔ハイムズ前掲訳書208 9頁〕。
- 41) 1858年に成立した「開業内科医と外科医の資格を規定する法律」(略称、1858年医師法)に基づき、登録の事務、登録簿の維持・管理の一切は枢密院の管轄の下で行なわれた。なおこの協議会も、女王とイギリス連合王国の19の医師資格付与団体からの代表17名とが枢密院の助言にそって任命した6名の委員から構成されていた〔村岡健次著『ヴィクトリア時代の政治と社会』(ミネルヴァ書房、1980年)308 13頁、ならびにローズ(Rhodes, Philip)著丸井英二訳『医学と社会のあゆみ』(朝倉書店、1990年)202頁〕。
- 42) 1887年2月15日のエディンバラ王立医科大学による免許と会員のはく奪に始まり、89年7月6日の控訴院での棄却で終わるオールバット事件の顛末については、ハイムズ前掲訳書210 2頁や、吉田前掲書232 8頁を参照。
- 43) 正確には、ヤコブスは79年にアムステルダムで開業し、82年以降そこに世界最初の避妊相談所を開設した〔荻野前掲書49頁〕。
- 44) 厳密には、サンガーはR.M.S パージニア号に乗船し、1914年の11月の終わりにロンドンに到着し、翌年の10月にマンハッタンの港に降り立った〔チェスラー前掲訳書95、103、116頁〕。
- 45) サンガーはまず当時マルサス主義連盟の会長であったC.V.ドライズデールに連絡をとり、さらに彼の母アリス・ヴィケリイを介してシュライナー(Shreiner, Olive, 1855 1929)やブラウン(Browne, Frances W. Stella, 1880 1955)と出会い、そしてまたブラウンを通じてH.エリスと知り合った〔荻野前掲書83 4頁〕。ちなみにその後、サンガーは1920年5月~10月や、1921年および1922年の夏頃にもロンドンに滞在している〔チェスラー前掲訳書158、175、213 4頁〕。
- 46) 荻野前掲書78頁を参照。但し、サンガーがこの言葉を初めて活字にしたのは『女性反逆者』誌の1914年6月号においてである〔亀井前掲書136頁、チェスラー前掲訳書87 8頁〕。
- 47) 10月16日のこと〔チェスラー前掲訳書141頁〕。1回の相談料は1人10セントにすぎなかったが、サンガーと女性のボランティアのミンデル(Mindell, Fania)とは同月26日に検挙された〔荻野前掲書92頁、チェスラー同訳書143 4頁〕。
- 48) 公判は1917年1月29日に行なわれ、ミンデルには50ドルの罰金が科せられ、サンガーは5000ドルの罰金刑か、それとも30日間の禁固かの二者択一を迫られた〔チェスラー前掲訳書149 50頁〕。
- 49) ストープスは1903年の夏にミュンヘン大学から博士(化石植物学)号を取得し、さらに1904年にはロンドン大学から理学博士を授与され、イギリスで最年少の理学博士となった〔河村貞枝『『結婚愛』から「母の診療所」へ』川本静子・北條文緒編『ヒロインの時代』(図書刊行会、1989年)192 3、202頁、および荻野前掲書108頁〕。
- 50) ストープスはマルサス主義連盟の事務局長ダンロップ(Dunlop, Binnie, M. B., Ch. B., 1874

1946)らの支援を受け、1918年3月26日にファイフィールド社 (Fifield & Co.,) から『結婚愛』を上梓した。その売れ行きは爆発的で、2週間で2000冊以上が売れ、1年で6版を完売する勢いで、1955年までに28版を重ね、累計103万2250部が販売された。また12ヶ国語に翻訳され、100万冊以上が売れた〔河村同上論文196頁、荻野前掲書114頁、チェスラー前掲訳書159 60頁、ローズ (Rose, June) 著上村哲彦ほか訳『性の革命』(関西大学出版部、2005年) 160 3、166、170、298頁〕。

- 51) ストープスの32頁の簡便な避妊の手引書『賢明な母親』(1918年)をはじめと関連諸著作については、荻野前掲書116頁、巻末文献案内viii頁を参照。ストープスが1921年3月末日に開き、2000人以上の人々が参集した受胎調節に関する一般集会等の模様については、ローズ同上訳書232 7、277頁を参照。またその直後にストープスが創設した「医学的研究による建設的受胎調節および民族的発達のための協会」による1部1ペニーの月刊紙『受胎調節新聞』については、河村同上論文197 8頁、ローズ同上訳書252、310、328頁等を参照。
- 52) ストープスは夫のロー (Roe, Humphrey Verdon, 1878 1949) と共に、1921年3月17日に北ロンドンの貧しい地域、ホロウェイ、マールポーロ通り61番(但し、1925年にはロンドンの中心部ホワイトフィールド街に移転)で、小型ベッサリーを中心に避妊相談を無料で開始した。ちなみに初年度の相談者数は平均して1日(土・日は閉室)3名程度であった〔ローズ同上訳書227 9、293頁〕。
- 53) ストープスはこれを、「子女の出生および出生間隔の決定的な調節を意味する。すなわち、多産の母の出生については、適当な子女の間隔を確保し、あるいは種を腐敗させるような両親の出生はこれを絶対に阻止すると同時に、母たらんと希望する女性には受胎を確保することを意味する」と定義している〔安藤編前掲書90頁、および荻野前掲書197 9頁〕。
- 54) マルサス主義連盟の会長C.V.ドライズデールは1913年以降常に相談室の設置を主張し、1921年11月9日についてエレファント・アンド・キャッスルの裏手、ウォルワースの東通り153番aに相談室を開設した〔ローズ『性の革命』247 8頁〕。なおこの相談室の最初の医官はオーストラリア出身の婦人科医ヘアー (Haire, Norman, 1892 1952) であった〔荻野前掲書164 5頁、ローズ同訳書269頁〕。
- 55) 正確には、カトリック教徒のホイートリー (Wheatley, John, 1869 1930) が1924年に労働党マクドナルド (Macdonald, James Ramsay, 1866 1937) 内閣の厚生大臣に就任し、同年4月に受胎調節相談所準備協会へと改組されることになった〔ローズ同上訳書294頁〕。
- 56) ヘアーはウォルワース・センターが再開した数ヶ月後にはセンターから追い出され、女医のフラーがその後任に就任した〔Soloway, *Birth Control and the Population Question in England*, p.193〕。
- 57) 例えば、1924年11月に開設されたノース・ケンジントン福祉センターでは、1相談につき1シリングを徴収した〔Fryer, *The Birth Controllers*, p. 253〕。
- 58) 移動相談所は「ワゴン車に、実際の治療に必要な器具や看護婦を乗せ、さらにはその地域

- に受胎調節の知識を広めるための書籍を積んで、方々旅して回る」というものであった〔ローズ『性の革命』293頁〕。ちなみに1928年11月にブラッドフォードで移動相談所に火を放ったのは35歳のローマ・カトリック教徒のエリス(Ellis, Elizabeth)〔同訳書310頁〕。
- 59) チャンスは1931年に『イギリスにおける道徳の代価』を著し、その中で中絶の合法化を説き、36年に合法的中絶の実現を目指して、ジェンキンス(Jenkins, Alice, 1887)夫人らと共に墮胎法改正協会を結成し、議長となった〔荻野前掲書141-2頁〕。
- 60) 教区牧師の息子で、レスターの保健医官を20年務めた。1914年にマルサス主義連盟の副会長となり、1922年7月11日~14日にロンドンで開かれた第5回新マルサス主義・受胎調節国際会議で医療部会の議長を務めた〔Fryer, *op. cit.*, p. 247〕。またストープスとも親交があった〔ローズ『性の革命』199、216、233頁〕。
- 61) ミラードはまず1919年頃に医師と母性健康委員会に対して質問書を送り、ついで1922年にB.ダンロップと共同して主としてロンドンとその地域に居住する男性の婦人科医に向けて第2回目の質問書を送付し、65人からの回答を得た。その集計結果によれば、避妊法の使用への賛同者は反対者に比べ3対1の割合で多かった〔ハイムズ前掲訳書257-8頁〕。
- 62) 前ウインチェスター校の校長で、サウスワークの主教であったバーグ(Burge, Hubert, 1862-1925)は1913年に公共道徳国民協議会を国家出生率委員会(the National Birth-Rate Commission)へと改組した。この委員会には10名の聖職者が入っていた〔Fryer, *op. cit.*, p. 241〕。
- 63) さしあたりエイベル=スミス(Abel-Smith, Brian)著多田羅浩三・大和田健太郎訳『英国の病院と医療』(保険同人社、1981年)55-9頁や、荻野前掲書163頁等を参照。
- 64) 例えば、「1928年のイングランド・ウェールズでは妊産婦死亡率は出生1000対4.42であった。1975年までに、この値は出生1000対0.11(流産は除く)まで落ちてきた」と概説されている〔ローズ『医学と社会のあゆみ』189頁〕。
- 65) 王立環境衛生院は1908年に保健婦に対して試験制度を導入し、翌年にはロンドン州庁が逸早く任用する保健婦を、「一定の医学的資格の所有者、十分な教育と経験のある看護婦、中央助産婦委員会の免許状所有者、あるいはまた看護婦の経験に加え自治体認可の協会が発行する免許状所有者など」に限定した。1918年の母子福祉法の公布後は、ロンドン以外の地域もそれに変わった。そして王立環境衛生院は1924年に保健婦を任命するための試験を管理し、候補者に資格を与える中央機関を設置した。こうした結果、1928年4月1日以降、勤務保健婦は王立環境衛生院の免状を有すことを求められるようになった〔ローゼン(Rosen, George)著小栗史郎訳『公衆衛生の歴史』(第一出版、1974年)280-2頁〕。
- 66) 例えば、イギリス医師会の委員会による1936年の報告によれば、全妊娠の16~20パーセントが墮胎で、またその大半が非合法のものであった〔安藤編前掲書101頁〕。また「1930年代の違法中絶の普及」も検出、指摘されていて、例えば人口調査委員会のヤーク教授は「妊産婦死亡に対する中絶死の比は、1930年の10.5:100から、1935年には18.2:100に上った」と記述している〔ポッツほか前掲訳書67、215頁〕。
- 67) サー・コミンズ・パークレイ著慶応義塾大学医学部内研医会訳『助産婦学読本』(公文館、

- 1951年)などの著作がある。
- 68) 『最初の5千人』(1925年)のこと〔河村前掲論文119頁、ローズ『性の革命』293頁〕。この報告書によれば、避妊の成功率は数字上では99パーセントを上回っているが、それを鵜呑みにすることができないことが検出、指摘されている〔荻野前掲書126 7頁、ローズ同訳書318頁〕。
- 69) 委員長のローレストーンはジョージ5世の侍医で、かつケンブリッジの医学の欽定講座担当教授であった。また1925年には、ケンブリッジにできた受胎調節相談所の所長も務めた〔Soloway, *op. cit.*, p 266〕。なおこの委員会には、進化生物学者で、優生論者のハクスリー卿(Huxley, Sir Julian, 1887 1975)などが入っていた〔ローズ『性の革命』327頁〕。
- 70) ハイムズは哲学博士で、ニューヨークのハミルトン大学、コルゲイト大学の社会学担当教授であった。またサンガー夫人とも交流があった〔ハイムズ前掲訳書解説304頁〕。
- 71) 第1次報告は『低下している出生率、その原因と影響』(1917年)として、また第2次報告は『人口問題と親たる資格』(1920年)として出版された。このうちとくに2次報告書の第Ⅱ節「出生率の自発的抑制」pp 41 76が重要で、出生率の低下への憂いが示されている。なおこの報告に触発されて、カトリック教徒のザサーランド(Sutherland, Halliday Gibson)博士らが1926年に国民生活連盟を結成し、受胎調節の反対し出生率を上昇させようとした〔安藤編前掲書86、102頁〕。
- 72) 1927年にジュネーブで開かれた世界人口会議(27ヶ国の学者たちが参加)の要請を受けて、翌年に結成され、1931年にローマで開催された国際人口会議をイタリア政府の支援の下に主催した。これらの会議により人口問題研究への関心は国際的に高まったけれども、具体的な避妊法の研究については、ほとんど進展はなかった〔安藤編前掲書85頁、荻野前掲書158頁〕。
- 73) 経済学者でこの新聞の編集にも関わっていたコックス(Cox, Harold, 1859 1923)はストーブスの建設的受胎調節に共鳴していて、『ウーマンズ・リーダー』紙にはしばしばストーブスの相談所やマルサス主義連盟関係の広告が掲載された〔ローズ『性の革命』239 41頁〕。
- 74) この薄緑色の月刊誌は『マルサシアン』という名称で1879年2月から1921年まで発行され、1922年1月以降1944年8月の終刊号までは『ニュー・ジェネレーション: 合理的な受胎調節』と改称され刊行された〔Ledbetter, *op. cit.*, pp 79 223〕。ちなみに1922 5年には1部6ペンスとなっていた価格は1926年以降は3ペンスに引き下げられた〔Fryer, *British Birth Control Ephemera*, p 23〕。
- 75) 1922年5月に創刊されたこの新聞には「政治家の新聞」という副題が付されていて、1946年まで発行された〔ローズ『性の革命』252頁〕。
- 76) サンガーは非営利慈善団体に関する法律に則って、1922年にアメリカ受胎調節連盟を組織し、また『受胎調節ニュース』は23年に同連盟に吸収され、1940年1月に廃刊になるまで刊行された。なお『受胎調節ニュース』は最盛期には1万5千部から3万部発行された〔チェスラー前掲訳書157、195 6頁〕。

- 77) 1907年12月に、全国的組織である優生教育協会〔ダーウィン(Darwin, Leonard, 1850-1943)が1911年から28年までその会長〕がロンドンで設立され、オーストラリアのシドニーにも支部を置くなど、登録会員数は約1700人に上った。優生協会はその後この優生教育協会が1926年に改称した組織のことであり〔ケヴルズ(Kevles, Daniel J.)著西俣総平訳『優生学の名のもとに』(朝日新聞社、1993年) 107-8、199頁、荻野前掲書171-2、179-82頁〕。
- 78) 詳しくは、荻野前掲書190-3頁や、重森臣広「英国優生運動の統治レトリック⁽¹⁾」『政策科学』第14巻第2号(立命館大学政策科学会、2007年) 4頁を参照。
- 79) Soloway, *op. cit.*, pp. 201-4を参照。
- 80) 優生協会は1927年2月以降統制庁と何度か接衝し、1930年4月に新たな断種法案を統制庁に送ったけれども、統制庁は翌年の4月の会合でこの案の提出の意図のないことを協会側に伝えた。そして1931年7月27日に優生協会会員でもある労働党のチャーチ(Church, A. G.)から提出された断種法案は、任意断種の対象者を遺伝的な精神薄弱者のみとし、かつそれ判断し手術を行なうのを医師のとするという法案であった。しかしこの法案も最終的には賛成89票、反対167票で否決された〔中村満紀男編著『優生学と障害者』(明石書店、2004年) 39-43頁〕。
- 81) 同年8月4日～6日のこと。ちなみに海外では、グリツェンらが1881年11月12日にオランダ新マルサス主義連盟を結成し、ついで1889年にはドイツのハウスマイスター(Hausmeister, Max)がシュトゥットガルトで社会調和連盟を発足させ、また1896年にはフランスでロバン(Robin, Paul, 1837-1912)が人間再生連盟を創設させた〔安藤編前掲書83-4頁や、Ledbetter, *op. cit.*, pp. 172-188を参照〕。
- 82) ラッセル(Russell, Mrs. Dora Winifred, 1894-1986)夫人らは1924年5月に保健大臣ホイートリーへ母子福祉センターで避妊についての指導を国費で行なえるよう申し入れた。しかしカトリック教徒のホイートリーはこれを断固として拒絶し、むしろセンターに対して避妊指導を一切なさないよう命令を発した〔荻野前掲書140頁〕。
- 83) 1912年7月に発効された国民保険法は1919年に改訂され、保険料が被保険者5ペンスに引き上げられ、あわせてまた被扶養者への給付が廃止された。これによってとりわけ若い母親を抱える低所得家庭が苦境に陥っていった〔小山路男著『西洋社会事業史論』(光生館、1978年) 242頁〕。
- 84) ショアディッチ地区からの労働党議員サートル(Thurtle, Ernest, 1884-1954)が1926年2月9日に発議したけれども、マザーウェル(スコットランドのグラスゴの南東)地区からの労働党議員バー(Barr, James)牧師から反ばくされ、結局賛成82票、反対167票におわった〔Soloway, *op. cit.*, p. 290〕。
- 85) バックスマスターは法廷弁護士で、アキス(Asquith, Herbert Henry, 1852-1928)戦時内閣時(1915-6年)の大法官であり、かつマルサス主義連盟の副会長であった。彼の提案はカンタベリー大主教ダヴィドソン(Davidson, Randall Thomas, 1848-1930)からの反対を受けたけれども、ラッセル伯(Russell, Bertrand Arthur William, 3rd Earl, 1872-1970)やレンベ

- リー卿 (Wrenbury, Sir Henry Buckley, 1st Baron Wrenbury, 1845-1935) によって支持され、賛成57票、反対44票で可決された〔Fryer, *The Birth Controllers*, p. 261〕。
- 86) それゆえ例えば、認可組合では、女性が結婚する時、健康保険のための26週間分の保険料の支払いを命じて、新婦を新入会員のように取り扱おうとした〔今井けい著『イギリス女性運動史』(日本経済評論社、1992年) 377-8頁〕。
- 87) ロンドンのシティ部にある貧しい労働者階級の密集地区〔Soloway, *op. cit.*, pp. 30, 184〕。
- 88) Soloway, *op. cit.*, p. 309を参照。
- 89) マクドナルド内閣は1月に発足したが、11月には退陣を余儀なくされた。その後29年初めに労働党が第1党に躍進したのを機に、第2次内閣(1929-31年)を組閣した〔松村起・富田虎男編著『英米史辞典』(研究社、2000年) 441頁〕。
- 90) 5月にロンドンで開催された〔Ledbetter, *op. cit.*, p. 112〕。
- 91) アレドレッドは妻ウィツコップ(Witcop, Rose Lilian)と共に自由主義の共産主義者で、1923年に『扇動者リチャード・カーライル』を著した。彼が編集し、パークニン出版から1923年に出版、販売した『家族制限』には幾枚の図版や墮胎へのあいまいな言及とが編入されていて、同年1月に西ロンドン警察裁判所に起訴された〔Fryer, *The Birth Controllers*, p. 259、また本訳注33も参照〕。
- 92) 1883年の協同組合大会に集まった労働者の主婦たちが「共同主義のための女性連盟」を結成し、翌年、この連盟がオクスフォード大学の教師の妻アリス(Acland, Alice, 1849-1935)により女性協同組合へと改変された。女性の領域は家庭であり、良き主婦、良き協力者であることを信条とし、主婦自らが発言、報告することで自立した女性へとなっていく機会を提供しようとした。出産手当、育児(母性)手当を求める運動を展開した〔河村・今井編『イギリス近現代女性史入門』225頁〕。
- 93) 自由党を支持する女性たちが1887年に選挙運動のために結成した組織で、初代の会長はグラッドストーン(Gladstone, William Ewart, 1809-98)首相の夫人であった〔ストレイチャー『イギリス女性運動史』232-5頁〕。
- 94) 1897年にフォーセット(Fawcett, Millicent Garrett, 1847-1920)によって結成された女性参政権協会全国連合は1919年にこの連合に改組され、後に1929年に女性初の無所属国会議員となったラスボーン(Rathbone, Eleanor, 1872-1946)がフォーセット夫人に代って会長となった。ちなみにこの連合は「責任ある市民としての女性教育」を掲げていた〔ストレイチャー同上訳書313頁、362頁訳注2〕。
- 95) 1929年頃には、鉛の使用は終焉し、それに代ってキニーネがアピオール、ハッカ油と共に利用された。1930年代、イギリスの労働女性は銀衣錠キニーネ50錠を7シリング6ペンスで購入していた〔ショーター(Shorter, Edward)著池上千寿子・太田英樹訳『女の体の歴史』(勤草書房、1992年) 232-4頁、また本訳注38も参照〕。また墮胎薬の服用者は年間約10万人で、1931年には女性の4人に1人は墮胎の経験者か、またはしようとした経験者かであると論じられた〔荻野前掲書134頁〕。

- 96) この点については、ジーマン (Zimmerman, Anthony) 著 関場須美子訳 『過剰人口とカトリシズム』(春秋社、1963年) 第7章や、ランケ=ハイネマン (Ranke-Heinemann, Uta) 著 高木昌史ほか訳 『カトリック教会と性の歴史』(三文社、1996年) 365 74、387 94頁などを参照。
- 97) 会長は婦人科医のマッカン (McCann, Frederick J., ? 1941) 博士で、副会長はウースター主教 (1902 4年)、パーミンガム主教 (1905 11年)、オクスフォード主教 (1911 9年) を歴任したゴア (Gore, Charles, 1853 1932) ほかであり、年間2シリング6ペンス以上を寄付する560名の会員を擁していた。また1929年から39年にかけて『国民生活』誌をサリバン (Sullivan, Richard) の編集によって発行しもした〔Fryer, *The Birth Controllers*, p. 265、また本訳注71も参照〕。
- 98) イングはイギリス国教会の主席スポークスマンで、1919年刊の『歯に着せない評論集』の中で受胎調節の肯定論を述べた。とりわけ優生学的見地から「好ましからざる血縁」に対する受胎調節の導入、普及を主張した〔安藤編前掲書88頁、荻野前掲書172、192頁、チェスラー前掲書190頁〕。
- 99) 1920年にランベス (Lanbeth、ロンドン南部の自治区で、カンタベリー大司教の居館がある) で開かれたランベス主教会議は再度不自然な避妊法について痛難した。これに対し、国王の侍医で、ロンドン病院の診察学者であったドーソン卿は1921年10月にパーミンガムの教会会議で受胎調節を認めるよう弁じた〔安藤編前掲書91頁、グリーン (Green, Shirley) 著 金澤養訳 『避妊の世界史』(講談社、1974年) 28 9頁〕。その後、1930年になって、ランベス会議は「親になることを制限したり、避けたりすることが道徳的義務として明確に感知されるならば、その方法はキリスト教の原則によって決定されねばならない。主要で明白な方法は交わりの全き節制である...しかし全き節制に従わない道徳的にもっともな理由があるならば、同一のキリスト教の原則に照らして行なわれるという前提の下で、他の方法が用いられてもよいと当会議は同意する」とし、慎重な姿勢の下に避妊を容認した〔ジョンセン (Jonsen, Albert A.) 著 細見博志訳 『生命倫理学の誕生』(勤草書房、2009年) 375 6頁〕。
- 100) 結局、「1930年に労働党政権はしぶしぶながら、それ以上の出産は健康に害あると認められた既婚女性の場合に限り、母子福祉センターで避妊指導を行なうことを許可するに至った...もっともその結果423あるセンターのうち、実際に何らかの行動を起したのは253で、37年までにクリニックが開設されたのは95ヶ所だけであった。」という状況になっていく〔荻野前掲書141頁〕。